



アジア地域特許等出願セミナー

～海外展開を成功させるための出願戦略と基礎知識～

～セミナーの会場から⑦～

近年、経済成長著しいアジア市場へ挑戦する中小企業が増えていますが、海外展開を円滑に進めるためには、現地で特許権や商標権を取得するなど、模倣被害から身を守る備えが欠かせません。今回は「アジア地域特許等出願セミナー」のエッセンスをご紹介します。

1. 各国制度の基礎知識

はじめに中国及び東南アジア主要国の知的財産制度の特徴について紹介し、日本の制度と比較しながら説明します。

(1) 中国

① 特許・実用新案

専利法（日本の特許法にあたる）に基づき国家知識産権局が所管します。中国語でのみ出願可能です。特許の出願については実体審査・登録を行う一方、実用新案の出願については無審査で登録となります。この点は日本と類似していますが、特許と実用新案を重複して出願できる点は中国独自の制度です。

② 意匠

特許・実用新案と同じく、専利法に基づき国家知識産権局が所管します。無審査登録となる点や部分意匠制度（物品の一部のデザインを権利化する制度）がない点などは、日本と大きく異なります。

③ 商標

国家工商行政管理总局の下部機関である商標局が所管します。日本のように複数の商品区分をまとめて出願することはできず、一商品区分ごとの出願が必要となります。権利取得には、出願から2年以上かかります。

(2) 東南アジア諸国

国名	制度の有無				出願言語	実体審査(審査登録)		他国審査の利用(特許)
	特許	実用新案	意匠	商標		特許	実用新案	
タイ		○			母国語		(無審査登録)	—
マレーシア		○			英語		(無審査登録)	○
シンガポール		—			英語		(制度なし)	○
ベトナム	○	○	○	○	母国語	○	○	—
フィリピン		○			英語		(無審査登録)	—
インドネシア		○			母国語		○	—

2. 出願戦略

中国において模倣被害が頻発していることは相変わらずですが、近年は中国企業等による出願件数が急増していることなどを背景に、中国企業が外国企業の特許権侵害等で訴える事件が増加し、損害賠償金額も高額化しています。中国で製造・販売を行う際は、必ず特許調査を行うとともに自社の技術について出願し、確実に権利化を図る必要があります。

また、実用新案は特許と重複して出願できるうえに手続きが簡便で、無審査で早期に登録できることから、模造品がすぐに出回る中国では大変有効です。これにより日本企業が模造品排除に成功した例もあります。

同じく、意匠も無審査で簡便に登録できるため、模造品対策や訴訟リスク軽減に十分活用できます。

このように、中国で事業展開を図る場合は、他社の特許・実用新案の定期的なチェックや、特許、実用新案、意匠など各種制度を効果的に使い分けるなど、戦略的・総合的な対応が不可欠です。

なお、東南アジア諸国では、産業財産権の保護が徐々に進んではおりますが、いまだ模造品が蔓延する状況ですので、特許権などを取得することは、模造品を排除し事業の安定化を図るための基本と言えます。



講師：河野 英仁弁理士（河野特許事務所東京サテライト）
（文責：知財戦略アドバイザー：石根 國博）

知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。
中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております（無料・予約制）

TEL 03-3832-3656 公社トップページ → 知的財産